

いすゞ北海道試験場 環境マネジメントシステム適用範囲
(270-N-11-S80 いすゞ北海道試験場環境マネジメントマニュアルより抜粋)

1. 制定の目的、及び適用範囲

この『いすゞ北海道試験場環境マネジメントマニュアル』（以下本マニュアル）は、
 (株) いすゞ北海道試験場（以下 IHPG：ISUZU Hokkaido Proving Ground という）が、
 いすゞ地球環境憲章の基に事業活動を行う中で、環境パフォーマンスを向上させるために、
 ISO 14001 の要求事項に基づいて運営する環境マネジメントシステム（以下 EMS）
 を明確にし、IHPG が継続的かつ効果的に環境責任をマネジメントするために制定する。

本マニュアルの適用範囲は、以下とする。

北海道勇払郡むかわ町米原 489 番地を所在地とする IHPG に係る全ての事業活動及び
 IHPG 敷地内（以下、サイトという）に係る事業活動に適用する。

（但し、エームサービス食堂業務は除く）

2. 引用規格

ISO14001：2015「環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引」

(JIS Q 14001：2015「環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引」)

3. 用語の定義

「環境委員長・代表（代表取締役社長）」：適用範囲サイトの最高経営者

「環境管理責任者」：サイトの環境マネジメント責任者

「各部推進者・職制」：各部及び各課の責任者

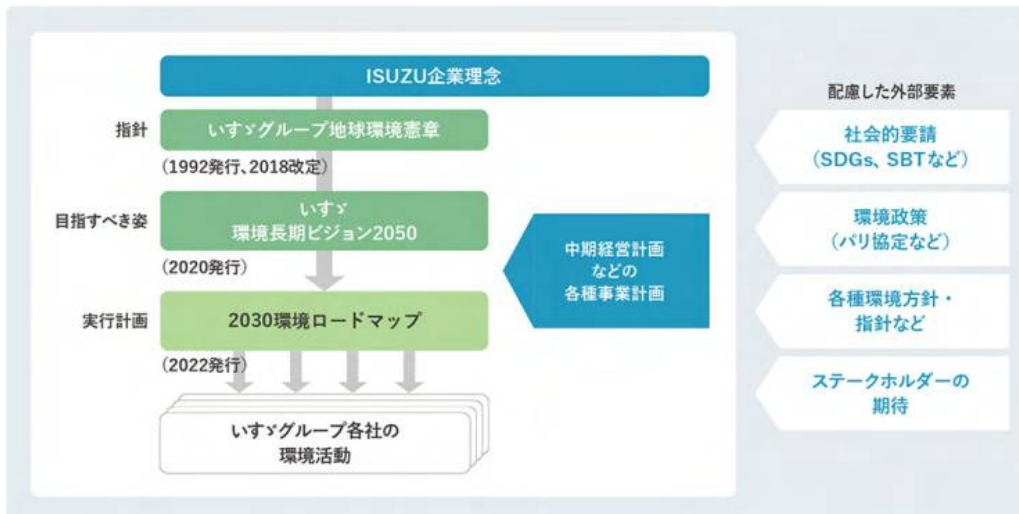
（注記なき時は部長または課長を指す）

・ JIS Q 14001：2015 の 3 項：用語及び定義の用語を本文中で使用の際は、
 ことわりが無い限り、JIS Q 14001：2015 の 3 項：用語及び定義に順ずる。

3.2.8 要求事項

いすゞグループ環境理念体系

理念体系図



4.組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

IHPG は、組織の事業目的等と関連した組織を取り巻く環境、社会などの全体状況の中から、IHPG の E M S の意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定する。こうした課題には、組織から影響を受ける、組織に影響を与える環境状態を含める。課題については、以下より抽出し、「N-S80-16 外部・内部の課題」に記載する。

外部・内部の課題は原則として1年に1回期初計画時に見直す。変化点があった場合は都度見直す。(マネジメントレビュー等)

- ・環境マネジメントレビューにおけるトップコメント
- ・経営計画(方針書)、決算結果
- ・環境方針書
- ・リスク評価より抽出される課題 (基本規則 10-09 リスク管理規則)
- ・改正法令など
- ・その他

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

IHPG は

- ・ E M S に関連する利害関係者を決定する。
- ・それらの利害関係者の関連するニーズや期待(要求事項)を決定する。
- ・それらの要求事項のうち、IHPG 順守義務となるものを決定する。

それらの決定を「N-S80-17 利害関係者の要求事項の特定表」にまとめる。

決定した順守義務については、6.1.3 順守義務に基づき行う。

利害関係者の要求事項の特定表は原則として1年に1回期初計画時に見直す。

変化点があった場合は都度見直す。(マネジメントレビュー等)

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

IHPG の E M S の適用範囲の概要を1. 制定の目的及び適用範囲及び図-1 概略 IHPG 環境組織図に示す。適用範囲概要は、HP などに掲載することで、利害関係者が入手できるようにする。適用範囲を決定する際は、以下を考慮し、適用範囲にある組織の全ての活動、製品及びサービスを E M S の適用範囲に含める。

考慮事項	参照項番
・ 4.1 (組織及びその状況) に規定する外部及び内部の課題	4.1項
・ 4.2 (利害関係者のニーズ及び期待) に規定する順守義務	4.2項
・ IHPG の単位、機能及び物理的境界	1 項
・ IHPG の活動、製品及びサービス	1 項
・ 管理し、影響を及ぼすための IHPG の権限及び能力	6.1.2項 環境側面

